

旧尼崎紡績本社事務所 構造基礎調査業務委託
業 務 委 託 仕 様 書 （案）

- 1 業務名
旧尼崎紡績本社事務所構造基礎調査業務委託
- 2 業務対象
尼崎市東本町 1 丁目 5 0 番地
旧尼崎紡績本社事務所
- 3 業務期間
契約締結日～令和 9 年(2027 年) 3 月 3 1 日（水）

4 提出物

(1)業務開始前

- ① 業務実施計画書
- ② 工程表
- ③ 業務責任者届
- ④ その他委託者が指示する書類

(2)協議時

- ⑤ 議事録
- ⑥ その他委託者が指示する書類

(3)業務完了後

- ⑦ 納品書
- ⑧ 成果品（紙及びデータ）
計測調査した図面類及び委託者と受託者で協議の上決定した書類
- ⑨ 請求書
- ⑩ その他委託者が指示する書類

5 業務内容

本業務は、旧尼崎紡績本社事務所の構造的な基礎調査を行うことを目的としている。建物を実測して一般図と構造図を作成し、煉瓦造建造物の耐震診断や耐震補強等に向けた構造体調査及び地盤調査を実施する。

(1) 図面作成

耐震診断等に必要な図面として、レーザ測量等を利用して一般図および構造図を CAD で作成する。また建物の傾斜・不陸を確認し、不陸傾斜図を作成する。ただし、大掛かりな足場や解体が必要な部分は実測対象外とする。

- ・ 一般図：各階平面図、立面図、断面図
- ・ 構造図：各階伏図、軸組図
- ・ 不陸傾斜図

※その他必要な図面については、委託者と受託者の協議の上決定する。

(2) 構造体調査

構造体調査として、煉瓦壁強度調査、基礎掘削調査、亀裂調査を行う。

煉瓦単体及び組積体の試験については、財団法人文化財建造物保存技術協会「歴史的煉瓦造建造物の構造検討のための調査方法」に従う。

ア 煉瓦壁強度調査

- ・ 試験体採取
コア採取 200φ 壁部 3 カ所 （コア採取部は無収縮モルタルにて充填）
- ・ 煉瓦単体試験
圧縮試験 3 体
密度吸水試験 3 体
- ・ 組積体試験
圧縮試験 3 体

イ 基礎掘削調査

- ・建物周囲の一部を掘削し建物基礎の形状を確認する。本体と正面突出部では建設年代が異なるため、時代別にそれぞれ1箇所ずつ計2箇所の基礎掘削調査を行う。
- ・掘削の範囲は、それぞれ1.5m×1.0m 深さ1.5m程度とする。

ウ 亀裂調査

- ・現状で目視し確認できる煉瓦壁の亀裂を調査する。

※その他必要な調査については、委託者と受託者の協議の上決定する。

(3) 地盤調査

敷地内でボーリング調査を実施し敷地の地盤特性を把握する。

・ボーリング調査

ノンコアボーリング 深さ50mを2箇所

孔内水平載荷試験 1箇所

室内土質試験 乱れの少ない試料を採取し、圧密試験を実施 1試料

土粒子の密度、含水比、粒度試験 それぞれ6試料

土の液性限界・塑性限界試験 1試料

土の湿潤密度 1試料

6 検査・検収

受託者から成果物の納品を受けた後、委託者（市）は内容の検査を行い検収する。検査・検収の具体的な手続きについては、委託者（市）と受託者が別途協議の上決定する。

7 支払い方法

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払

8 契約保証金

契約締結時に尼崎市契約規則に基づき、所定の手続きを行う。

9 準拠する法令等

本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠して行うものとする。

- (1) 尼崎市財務規則（尼崎市公営企業局会計規程）
- (2) 個人情報保護法等その他関連法令及び条例

10 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者（市）の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者（市）に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者（市）に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

11 その他

当該業務委託に係る成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利は尼崎市に帰属するものとする。なお、この仕様に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議の上で決定する。